

意見の概要	ご意見に対する考え方
<p>< 保留資材の安全性評価 ></p> <p>1. 「防除効果」のはっきりしないものでも、作物に散布され、口に入ったり、環境への影響が考えられるものについては、その安全性を評価すべきである。</p>	<p>今後、効果や安全性について、デ - タ収集等により、順次評価していく考えで、防除効果が明確でなくても、農薬として使用されている資材については必要に応じて安全性の評価を行う考えです。</p>
<p>2. 特定農薬の候補として挙げられた、木酢液、木酢タール、各種植物の抽出液、洗濯の廃液等、安全性の不明なものがこれまでどおり使用できるようでは食の安全が守られない。</p>	<p>安全性が不明であるとの指摘がある資材も含め、保留となっている資材について、今後、優先順位をつけ、効果とともに安全性についてもデ - タ収集等により順次評価していく考えです。</p>
<p>3. 特定農薬の指定に際して、安全性は実際に使用する条件・濃度を踏まえて判断して欲しい。</p>	<p>専門家の意見を踏まえ判断していきたいと考えています。</p>
<p>4. 天然系の、食品に利用されてきたものについては、使用量さえ守れば長年の使用歴がその安全性を証明しており、特定農薬への指定が可能。</p>	<p>食品に利用されているものや食用に用いられている植物でも、アルコールで化学成分を抽出したりして、その化学的作用を農薬として利用しているものがあり、個別に評価を行うことが必要と考えます。</p>
<p>5. 特定農薬候補のうち天然物由来のものや食品添加物は安全性データが蓄積されているはずで、効果試験データ、薬害試験データと急性毒性試験データなど少ない試験項目で登録基準を作ってはどうか。</p>	<p>天然物由来のものでも安全性データのないものは少なく、また、食品添加物は「既存添加物」を除けば詳細な安全性の評価がなされていると承知していますので、ご指摘の点を踏まえ、薬効及び安全性についてどのような要件が必要かガイドラインを検討していきたいと思えます。</p>
<p>6. くん液は食品衛生法で食品添加物として認められており、食品衛生法でこれに指定されているものは、特定農薬として指定すべき。</p>	<p>既存添加物については、今後食品衛生上の安全性の評価が行われる可能性があります。特定農薬については、薬効及び安全性についてどのような要件が必要かガイドラインを検討していきたいと思えます。</p>
<p>7. 特定農薬については健康食品的な扱いと思われ、効果より安全性を重視すべきで、食品としての摂取量との比較等も判断材料にすると良いと思う。</p>	<p>特定農薬は、効果と安全性の両面から評価していく考えです。</p>
<p>8. 判定保留になっている薬剤のうち、発ガン性の疑いがあるなど、</p>	<p>今後、効果や安全性について、デ - タ収集等により、順次評価していく考えです。</p>

<p>有害な物質を含む可能性のある資材、界面活性剤が入っている、毒性未解明のニームや金属イオン殺菌剤などをリストアップし、直ちに製造・販売・使用を禁止すべき。安全性に関わらず多くの資材の使用が認められたことは問題。</p>	
<p>9. 保留となったものには安全性が明らかとはいえないものや、登録農薬の活性成分や補助成分と同じものが含まれている。</p>	<p>登録農薬の活性成分や補助成分と同じものであっても必ずしも薬効が明らかとは判断できないものもあり、今後、個別に効果や安全性について、デ・タ収集等により、順次評価していく考えです。</p>
<p>< 薬効の評価 ></p> <p>10 特定農薬の指定にあたって、現在の農薬程度の薬効は必要なく、少しでも効果があれば認めることとし、使用するかどうかは生産者の判断とすべき。</p>	<p>専門家からは、薬効がないものを特定農薬に指定すれば、当該農薬が販売された場合に購入した使用者に損害が生じかねず適切でないとの意見が強く、今後も薬効のないものについては認めない方針です。</p>
<p>11 特定農薬は、薬効の程度よりも安全性を重視して多くを認めて欲しい。指定に際しては、申請された物質のうち、食品に残留し危険性が高い資材（成分）を除いたものを指定しても良い。</p>	<p>安全性の判断は重要ですが、農薬に該当するかどうかの判断を行うにあたって効果についても評価が必要と考えます。判断にあたってはご指摘の点も踏まえて検討していく考えです。</p>
<p>12 次亜塩素酸など殺菌剤として使用されており、殺菌効果が認められているのに審査保留されているのは「指定の考え方」のフローに反しているのではないか。</p>	<p>これらについては、実用的な条件下の殺菌効果の客観的データと安全性のデータが不十分だったことから農薬であるかどうかの判断が保留となりました。</p>
<p>13 環境保全型資材は農薬ほどの顕著な防除効果がなくても予防的利用を主として利用しているが、これらの資材の農薬効果として、農薬的な評価が妥当か疑問。指定に際しては、安全性を確認した上で薬効の判断を行うべき。薬効は、従来の農薬的評価ではなく、農家レベルでの使用で栽培管理に有効であれば認めていただきたい。</p>	<p>特定農薬として指定するものについては、薬効についての客観的な評価は必要と考えます。安全性の判断は重要ですが、農薬に該当するかどうかの判断を行うにあたっては効果について評価も必要と考えます。</p>
<p>< 農薬の定義、食品の除外等 ></p> <p>14 農薬取締法の対象は「化学合成農薬」とし、天然系の資材につい</p>	<p>天然系の資材であっても、人畜や環境への毒性が高いものがあり、適正に使用する必要があるものが少なくあり</p>

<p>ては、農薬としないで頂きたい。</p>	<p>ません。外国でも天然物質を包括的に農薬から除外している国はありません。なお、化学合成農薬は、植物や動物に含まれている天然物由来の化合物をもとにして作られたもの（例：除虫菊の成分のピレトリンと蚊取り線香に用いられる合成したピレトリンは同じ物質）もあり、天然物かどうかで全く異なった扱いとすることは適当でないと考えます。</p>
<p>15 アイガモ、牛乳がなぜ農薬に指定されなければならないのか</p>	<p>アイガモはもともと農薬でないものであり、特定農薬に指定されることはありません。牛乳については防除効果が明らかでないとして農薬かどうかについての判断が保留となっています。</p>
<p>16 食酢、重曹などの食べ物がなぜ農薬に指定されなければならないのか。食品は社会通念上農薬ではなく、病虫害防除の目的で使用したものであっても「農薬」とすることは農薬概念の不当な拡張。</p>	<p>食品に利用されているものや食用に用いられている植物でも、アルコールで化学成分を抽出したりして、その化学的作用を防除に利用しているものや、食品そのものが殺虫・殺菌効果を持ち農薬として利用されるものがあり、これらについては農薬取締法の下で個別に安全性の評価を行うことが必要と考えます。</p> <p>ただし、農家が病虫害防除に使用している資材のうち、「安全性に問題のないもの」まで農薬登録を求めるとのよう、過剰規制を回避するために特定農薬の制度を設けたものです。</p> <p>農薬取締法上、農作物の防除等に使用される食酢、重曹は菌を殺す働きを持つため殺菌剤（農薬）に当たります。</p>
<p>17 重曹、食酢などは、農業生産者も安全性を考え、農薬の代わりとして、何が有効であるか試行錯誤した結果、責任を持って使用しているもので、登録制にすべきものでない。</p>	<p>重曹、食酢は、安全性が明らかなものとして特定農薬として指定する考えです。これによって農薬登録を受ける必要はなくなります。</p>
<p>18 食品を農薬とする例は外国にないのではないのか。</p>	<p>米国では、病虫害の防除等を意図して使用される物質は、食品に限らず農薬であるとされており、ニンニク、ゴマ、食塩などが農薬として指定されています。また、ドイツでもゼラチンや植物油が農薬とされています。</p>
<p>19 登録不要な農薬と、農薬でないものとの区別（特に天敵）が不明瞭であったためアイガモが指定されるかなどと言う議論が生じており、明確化されていない状況では不安。</p>	<p>専門家の意見を踏まえ、登録不要な農薬と、農薬でないものとの区別の考え方を整理したところです。今後、農薬でないとされたものについてさらに明確化して情報提供していきたいと考えています。</p>
<p>20 特定防除資材を、「食品であっても農薬として使用するもの」と定義すべき（法改正による「特定防除資材」への呼称変更が前提）。</p>	<p>食品であっても殺虫・殺菌効果を持ち農薬として利用されるものがあり、これらについては農薬取締法の下で個別に安全性の評価を行うことが必要と考えますので「食品」であることをもって農薬登録を不要とするべきではないと考えます。</p>

<p>21 植物エキス（商品名）などの資材は、植物活力液と謳っているが、農薬に当たらないのか。成長促進剤と活力剤とは異なるのか。</p>	<p>病虫害などの防除効果などをうたわずに販売されるものは基本的には農薬に該当しません。表現については、植物活力液、活力剤などと呼称しているだけでは農薬に該当しませんが、明確に農作物等の生理機能の増進をうたった成長促進剤であれば植物成長調整剤として農薬に該当します。</p>
<p>< 保留となった資材の扱い ></p> <p>22 特定農薬指定希望が出されている資材を利用しているが、行政から無登録農薬扱いをされて困っている。</p>	<p>当面、農薬であることを保留されたものは使用者が農薬的に使えると信じて使う場合は取締の対象とはしません。しかし、現時点では国としてその安全性を保証したものではありません。</p>
<p>23 特定農薬として保留になっているもののリストを公表すべき。（全ての原材料を明らかにすべき）</p>	<p>第6回農業資材審議会農薬分科会の資料で、特定農薬の調査で寄せられた情報について、農薬でないものを除いた資材の原材料について公表したところです。その時点で保留とされたものの原材料は、これらから特定農薬となることとされたものを除いたものです。ただし塩化ベンザルコニウムについては、登録されない限り使用を禁止することとしています。</p>
<p>24 保留とされたものについて早急に評価する体制を確立し、優先順位をつけた評価計画を作成し、时限を定めて評価を終了させることが必要。評価計画とその進展状況、評価結果については随時公表を希望する。</p>	<p>保留とされたものについては、今後、効果や安全性について、デ・タ収集等により順次評価していく予定で、優先順位の設定、評価計画についても専門家の意見を聴いて検討していく考えです。</p>
<p>25 特定農薬とすることが保留された資材等の市販品のモニタリング調査を計画的に実施すべき。</p>	<p>ご指摘の点については、今後、農政局など国の出先機関の活用や、都道府県との連携などにより、必要に応じ販売実態の把握を行っていきたいと思います。</p>
<p>26 今回、判定保留とされた資材に対しては薬効、安全性データがそろえば、すぐに審査されるのか（早く指定して欲しい）。</p>	<p>今後、薬効及び安全性についてどのような要件が必要かなどについてガイドラインを検討し、これを踏まえて、評価が可能なデータが得られたものについて順次判断していきたいと考えています。</p>
<p>27 これらの資材についての研究例は増えており、研究レポート等の集約を図り、指定の参考としてはどうか。</p>	<p>ご指摘も踏まえ、試験研究機関との連携を図っていきたいと考えます。</p>
<p>< 有機農業の振興、適用除外 ></p> <p>28 有機農業に影響が及ばないよう有機農業において使用される資材類を農薬取締法から包括的に適用</p>	<p>これまでも化学合成農薬を混入した資材が有機農業用資材として広範に販売されていた事件があったほか、タバコ等の有毒植物、ツバキ油粕等の魚毒性の高い天然資材、</p>

除外すべき。	無登録の硫黄剤などが使用されているという情報があり、食の安全・安心、環境保全の観点からこれらの資材類を適用除外とするのは不適切と考えます。
29 有機農業において使用される資材・天敵類については農薬取締法から包括的に適用除外し、他の有機農業等を振興する法律等で管理すべき。	病虫害の防除に使用される資材の管理については、人畜や環境への安全性を評価する必要があり、一括して農薬取締法で実施することが合理的と考えます。有機農業と慣行農法で使用される資材を区別して扱うことも困難であり、有機農業で使用される資材であっても安全性を評価する必要があるものが使われているためこれらを適用除外とするべきではないと考えます。
30 農薬奨励の政策を改め、化学合成農薬を使わない農業へと、制度面、予算面から政府として支援すべき。	食料・農業・農村基本法を踏まえ、土づくりや化学農薬の低減に取り組む農業を支援しており、今後ともこれら施策の円滑な実施を通じ、環境保全型農業を推進していく考えです。農薬取締法では、農薬を使用する際に安全に使用できるように、種々の規制を行っています。
31 人畜に影響を及ぼさない食品にまで使えるもの使えないものを判断することは環境保全型農業の発展を阻害する。	食品に利用されているものや食用に用いられている植物でも、アルコールで化学成分を抽出したりして、その化学的作用を防除に利用しているものや、食品そのものが殺虫・殺菌効果を持ち農薬として利用されるものがあり、これらは農薬取締法の下で個別に評価を行うことが必要と考えます。
32 伝統的にその効果が知られていたり、防除のメカニズムがわかっている生物由来の資材については安全性が確認される以上その使用を法的に制限をするべきではない。	生物由来の資材であるかどうかに関わらず、薬効があり、安全性が確認されたものについては「特定農薬」に指定し農薬登録から除外する考えです。
33 有機農産物の JAS 規格において、食品を防除目的に使用しても許容農薬リストには掲載されず、特定農薬制度と整合性が取れない。	有機農産物の JAS 規格において認められている防除法は、物理的防除、耕種的防除、生物的防除及びリストに掲載されている登録農薬のみで、食品を防除に使用することは認められていません。ただし、特定農薬として指定されたものについては、今後許容農薬リストに掲載していく方向で検討を行う考えです。
34 特別栽培農産物の中の「減農薬」農産物は「化学合成農薬」を減らしたものであるが、減農薬表示は化学合成農薬を減らし特定農薬を増やすことになり、混乱を生ずる。	「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」上、減農薬栽培農産物は化学合成農薬を減らした農産物ですが、ガイドラインにおける特定農薬の考え方については、現在検討中です。
<p>< 個別の資材の扱い(木酢液除く) ></p> <p>35 重曹や食酢も、製造段階での化学物質の混入や農薬使用原材料、遺伝子組み換え原材料の使用等が</p>	どちらも食品として用いられているものであり、安全性は食品衛生法など関連法規によって確保されていると考えます。

懸念される。	
36 食酢は使用しすぎると土壌を酸性化し、土壌微生物に影響を与える。	食酢の酸性成分は有機物であり、微生物により栄養分として利用され、分解されますので、土壌酸性化の懸念はないと考えます。また、通常の使用方法ではそれほど多用されるとは考えられません。
37 重曹は土壌をアルカリ性にし土壌を団粒化する等の弊害がある。	通常の使用方法では土壌がアルカリ性になるほど多用されるとは考えられません。
38 食酢を指定する際には、効果、適用範囲、使用方法、環境への影響や安全性情報等の十分な啓発が必要（食酢の薬効は限られた条件の限られた病害虫に対して発揮されたもの）。	特定農薬については農薬取締法第12条第1項の規定に基づく使用基準を定める必要のある農薬ではありませんが、効果が認められた使用方法や対象病害虫、使用方法の注意など、可能な範囲で十分な情報提供を行っていく考えです。
39 特定農薬として指定されたものの指定された根拠のデータを公表すべき。	第6回農業資材審議会農薬分科会の資料で、指定された理由を示しているところですが、食酢や重曹について、効果が認められた使用方法や対象病害虫、使用方法の注意など、可能な範囲で十分な情報提供を行っていく考えです。
40 弱毒ウイルスは特定農薬に該当してもおかしくないが、微生物農薬として登録する方向性について異論はない。しかし、現行の微生物農薬ガイドラインは弱毒ウイルスに適合しておらず、改善が必要。	弱毒ウイルスについては特定農薬指定にかかる農業資材審議会及び中央環境審議会合同会合において安全性が高いとの意見もあり、特定農薬の検討対象になると考えます。現行の微生物農薬ガイドラインの改善要望については専門家の意見も踏まえ検討したいと思えます。
41 以下の資材は病害虫の防除等の効果があり、安全であるため「特定農薬」として指定して欲しい（海藻抽出物、漢方抽出物、電解水、除虫菊、月桃）	薬効及び安全性について、どのような要件が必要かなどについて示すガイドラインを専門家の意見を聴いて検討していきたいと思えます。このガイドラインの検討を踏まえて、順次判断していきたいと考えています。
42 デンプン及びソルビタン脂肪酸エステルは農薬登録されているが、特定農薬として指定して欲しい。	「デンプン」はヒドロキシプロピルデンプン及びデンプンが殺虫剤として登録されていますが、デンプン全般について薬効が確認されてはいません。ソルビタン脂肪酸エステルはこれを主成分とするものが登録されていますが、情報提供があったものがこれと同一かどうか分かりません。以上のことから、他の資材と同様個別に評価を行っていく必要があります。
43 ニームは有機農業の国際団体でも使用が認められた植物であり、行政のニームに対する関心と認定を望む。	ニームは国際的には農薬として使用が認められています。我が国ではニームが農薬登録されていないため、有機JASの規格でも使用可能な農薬になっていません。ニームについても、今後検討する予定の特定農薬指定に際してのガイドラインを踏まえて判断していきたいと考えています。

<p>< 個別の資材の扱い(木酢液) ></p> <p>44 木酢液は製法、品質など多くの不確定な面が多く安易な指定は農作物の安全性の確保上問題。木酢液の中に含まれるタールやフェノール類、テルペン類など安全性に問題のある成分が完全に除去できなければ「特定農薬」として指定すべきでない。</p>	<p>木酢液の安全性については、材料や製造方法により品質にばらつきがあることから、成分の含有量の分析等の科学的検証を十分に行うことにより、安全性を確認することが必要であるとの意見が特定農薬指定にかかる農業資材審及び中央環境審議会合同会合において専門家から出されており、この点について引き続き検討していく必要があると考えています。</p>
<p>45 木酢液は製造・流通形態が多岐にわたり、品質の不確かなものが流通するおそれがあり、不特定者の製造および販売は規制し、製法や品質に問題がない「安全性が保証される」木酢液」を登録させること等により製造、販売を規制すべき。</p>	<p>特定の方法により製造された木酢液であることを消費者が客観的に確認できるようにするため、木酢液の関係団体による認証システムが検討されていると聞いています。木酢液の製造・販売の規制については、現在も農薬の効果のうち販売については禁止されています。</p>
<p>46 木酢、竹酢は、製造法や成分が一定基準の範囲内なら使用可能とし、薬効をうたって販売した場合、罰則とすべき。</p>	<p>特定の方法により製造された木酢液であることを消費者が客観的に確認できるようにするため、木酢液の関係団体による認証システムが検討されていると聞いています。木酢液の製造・販売の規制については、現在も農薬の効果のうち販売については禁止されています。</p>
<p>47 木酢の安全性については、林野庁の試験データの中に、炭化温度が 425 度以下では発ガン性物質は生成されないという結果があるため製法の基準があればよい。</p>	<p>特定の方法により製造された木酢液であることを消費者が客観的に確認できるようにするため、木酢液の関係団体による認証システムが検討されていると聞いています。</p>
<p>48 木酢の不純物については、酢酸以外の成分はどれも 0.1% 前後以下であり、その量が安定しないことは安全性という観点では問題とは考えられない。</p>	<p>木酢液の成分のうち、0.1% を超える成分は酢酸以外ないということですが、当方の持っている分析データによると、他にもアセトール、プロピオン酸、酪酸、メタノール、フルフラール、グアヤコールなどの成分が 0.1% を超えている例があり、それらの量も製品によって様々であるので、成分が安定しないことは事実と考えています。</p>
<p>49 木酢は散布しても農薬取締法の対象外とすべき（特定農薬とすべきでなく、土壌改良材として認めるべき）</p>	<p>特定農薬の検討において、木酢液は農薬とすることが保留されたところですが、病害虫の防除のために使用されている現実がありますので、今後評価を行っていくこととしています。</p>
<p>50 木酢液は、試験研究機関において、科学的効果の検証や安全性についての試験を実施し、早急に特定農薬として指定することを要望</p>	<p>薬効及び安全性について、どのような要件が必要かなどについて示すガイドラインを専門家等の意見を聴いて検討していきたいと思っております。木酢液についても、このガイドラインを踏まえて判断していきたいと考えています。</p>

<p>する。</p>	
<p>51 製造方法等の基準を守って作られた木酢液は安全であり、特定農薬として指定すべきである。</p>	<p>特定の方法により製造された木酢液であることを消費者が客観的に確認できるようにするため、木酢液の関係団体による認証システムが検討されていると聞いています。木酢液については、材料や製造方法により品質にばらつきがあることから、こうした製造方法等の基準は特定農薬の指定に当たっての前提として必要と考えます。</p>
<p><今後のスケジュール></p> <p>52 追加物質の指定は今後どのように進められるのか。</p>	<p>今後、薬効及び安全性についてどのような要件が必要かのガイドラインを検討することとしています。追加物質の指定についてもこのガイドラインの検討を踏まえて評価することになります。</p>
<p>53 効果確認は何処がどの順番で何処の予算で実践するのか。</p>	<p>今後、特定農薬としてどのような要件が必要かなど指定に際してのガイドラインを検討することとしています。薬効及び安全性の確認についてもこのガイドラインの検討のなかで検討していきたいと考えます。</p>
<p>54 「物質の指定」から「商品の指定」に変更し、メーカーに基礎データを出させて農業資材審議会にかけて判断すべき。</p>	<p>商品ごとに特定農薬を指定することとした場合、 農家が自家製造して使用しているものを指定することとした場合、それぞれ成分や製法が違っているものを個別に指定しなければならないこと、 メーカーの都合で商品の仕様を変更されて、指定した商品とは違うものが販売・使用されるおそれがあること 米国のミニマム・リスク・ペスティサイドの制度も物質指定となっていること などの理由から、原材料の物質ごとに指定することが適当と考えます</p>
<p><天敵の扱い></p> <p>55 天敵は農薬取締法の農薬から除外すべき（「資材」として扱われるべき）</p>	<p>地域外から天敵を導入する場合、又は地域に生息するものと同種のもので大量にもちこんで防除用を使用する場合は、在来の天敵を駆逐することなどにより環境に悪影響が生じないよう事前に科学的な観点から十分な評価を行う必要があるため、これらは農薬として規制すべきであり、農薬取締法では防除のための使用される天敵について昭和23年の制定当時から農薬として扱っていません。</p>
<p>56 地域に生息する動植物（在来の天敵）は農薬に該当しない（又は特定農薬）とすべき。</p>	<p>地域に生息する天敵であっても、大量増殖され販売されたものを防除に使用する場合もあり、これらについては生態系を乱す可能性などもあることから事前の審査など一定の規制が必要であり、農薬として扱うべきと考えます。在来種の天敵を、使用する場所の周辺で採取した場合は規制の必要性が低いことから特定農薬とする考えです。</p>

<p>57 外国の生物や、地域を越えた生物の使用を合法化し、地域独自の生態系をこれ以上悪化させるような事は「生物多様性条約」に違反する事になるのでやめて頂きたい。</p>	<p>今回の法改正により、農薬登録のない天敵を海外から導入する場合は、販売だけでなく使用も禁止されており、「生物多様性条約」に違反するとの指摘は当たりません。この措置により天敵導入による環境に対する悪影響等をこれまで以上に的確に防止する考えです。</p>
<p>58 在来種の昆虫等も、海外からの動植物の無秩序な輸入の増大により、交雑や病気の伝染等の恐れがある。</p>	<p>在来種と同種の天敵昆虫であっても、海外から導入する場合は農薬登録をしたものしか輸入、販売、使用できないこととしており、無秩序な輸入の防止を図っています。</p>
<p>59 テントウムシなどの天敵は誤った使用により村が移転するなどの居住地災害の発生や生態系の破壊を起こす。</p>	<p>地域外から天敵を導入した場合に、在来の天敵を駆逐することなどにより生態系に影響が生じた例があり、地域外からの天敵を導入する場合は十分な評価を行い、農薬登録を行う必要があります。なお、天敵の使用により居住地に災害が発生した例は把握しておりません。</p>
<p>60 使用される場所の周辺で採取される天敵の周辺の定義が明確でない。</p>	<p>検討の結果、周辺の定義は、都道府県の範囲を基本とし、生態的に隔絶している離島は離島内のみを「周辺」とする考えです。</p>
<p><呼称について></p> <p>61 特定農薬という呼称が、特定防除資材に訂正されることに賛成。</p>	<p>制度の趣旨をわかりやすくするため、今後、特定防除資材という用語を使用してまいりたいと考えます。</p>
<p>62 省令で天敵を含む「特定農薬」を「特定防除資材」と呼称するのは、国会軽視である。呼び名が適切でないなら法律を改正すべき。</p>	<p>特定防除資材は「農薬」に対する一般の方の持つイメージを考慮して、通称として用いるものであり、農薬取締法の「農薬」に該当するものである以上、法文上は、「特定農薬」と規定することが適切であると考えております。</p>
<p>63 特定防除資材の名称は賛成だが、「特定有機防除資材」とすればなお良い。</p>	<p>有機農業に限って使用されるものではないため、呼称に有機の文字を使用することは適切ではないと考えます。</p>
<p>64 薬効を認めるのならば農薬で良い。酢、重曹、土着天敵が農薬以外の名称になり、天敵農薬として登録されている天敵は農薬と云われるのには憤り。</p>	<p>特定防除資材は制度の趣旨をわかりやすくするための通称として用いていく考えで、農薬取締法が「農薬」を取り締まる法律である以上、法文上は「特定農薬」と規定することが適切であると考えております。</p>
<p>65 言葉のごまかしをしないで、農薬の実体、制度を正しく国民及び消費者に説明すべき。</p>	<p>農薬に関しては、国としても都道府県、関係団体、消費者などが参加する説明会、農水省ホームページの「農薬コーナー」などインターネットの活用、タブロイド版やパンフレットなどを活用し、情報の提供を今後充実してまいります。</p>
<p>66 環境保全型資材として考えると、特定農薬という文言には、使</p>	<p>制度の趣旨をわかりやすくするため、今後、「特定防除資材」という用語を使用してまいりたいと考えます。</p>

<p>用者(農家)も消費者も違和感を感じるため、減農薬・環境保全の取り組みを促進するような文言への変更を希望</p>	
<p>< 肥料的資材について ></p> <p>67 「石灰窒素」は農薬として、登録も取れているが、本来肥料の一種であり、農薬として捉えるべきでない。防除基準には、耕種的防除法として、登録のない病気の防除方法に記載されている。</p>	<p>石灰窒素は病害虫雑草の防除効果があるため、農薬として製造・販売する場合には、農薬登録が必要です。登録農薬は、使用基準に基づいて使用する必要があり、これを登録のない病気の防除に用いるべきでなく、ご意見のような実態があれば適用のある病害虫の防除に用いるよう指導していく考えです。</p>
<p>68 石灰(生石灰、消石灰)は土壌酸度矯正に効果があり、あぶらな科野菜の根こぶ病に効果があるが、土壌殺菌剤とは全く異なる土壌改良資材であり、登録は不要と考える。</p>	<p>土壌酸度を矯正することが目的であれば、肥料と考えられます。</p>
<p>< 指定のあり方 ></p> <p>69 短い期間で意見集約せず、広く深く議論を尽くし、生産者・消費者が納得した上での指定を。</p>	<p>今回の法改正は無登録農薬の製造、輸入、使用を禁止するため、緊急に措置する必要があったことから、今回の意見募集期間を設定したことについてご理解いただきたいと思います。</p>
<p>70 特定農薬の指定にあたって、環境影響の評価を併せて行うことを追記すべき。</p>	<p>環境省の中央環境審議会土壌農薬部会農薬専門委員会の意見も聴いており、環境に対する影響についても検討が行われた上で指定されています。</p>
<p>71 今後の運用に関して、具体的な審査基準や方法などについて何も触れられていない。</p>	<p>今後、専門家等の意見を聞いてできるだけ早い段階で、指定に際して薬効及び安全性についてどのような要件が必要かなどについて示すガイドラインを検討していきたいと思います。</p>
<p>72 農業資材審議会農薬分科会の資料の「特定農薬制度の今後の運用について」の中で、「農業生産に使用されている農薬的資材を調査し、効果と安全性の評価・確認を行うことにより、食の安全を確保する上で有効な仕組みとする。」とあるが、指定後にそのやり方・仕組みを考えようというのは本末転倒である。</p>	<p>農業用資材の効果と安全性の評価を行うことそのものが、食の安全性を確保する上で有効な仕組みであると考えています。今回、専門家等の意見を聴いて農業用資材の効果と安全性の評価を行うという仕組みにより特定農薬を指定したものであり、指定後にやり方・仕組みを考えると指摘は当たらないと考えます。</p>
<p>73 活性成分と補助成分を明確にせずに指定することは問題。今後薬</p>	<p>薬効を有さない補助成分として使用されるものの扱いについては、専門家等の意見を聴いて検討していく考えで</p>

効のない補助成分をどう扱うのか。	す。
74 提供された情報について、情報そのものでなく原材料しか明らかにされておらず、提供者に判断理由や結果を通知しないまま施行すると混乱が生ずる。	特定農薬の指定に当たっての情報提供は、都道府県を通じての調査、インターネットによる調査のどちらも匿名で受け付けているため提供者への個別の結果の通知は困難です。特定農薬は原材料により判断するものであり、既に情報提供のあったものの原材料を含め、インターネット等により特定農薬の検討結果を公表しております。
<p>< 制度は廃止すべき ></p> <p>75 特定農薬の制度の施行は凍結し、制度は廃止（または大幅見直し）すべき。</p>	今回の法改正は食の安全・安心のため緊急に措置する必要があったもので、特定農薬はの制度は、この改正に関し、農家が病虫害防除に使用している資材のうち、「安全性に問題のないもの」まで農薬登録を求めることのないよう、過剰規制を回避するために設けられた必要な制度であり、特定農薬の指定も改正法の施行と同時に進行が必要であると考えます。
76 法律成立前に特定農薬の内容を十分説明していたのであれば改正案は国会で成立しなかったのではないかと思われるので施行は凍結すべき。	法律成立前から、関係者に対して、特定農薬の制度の概要や、食品が指定されることが想定されること等を説明し、また、国会でも特定農薬について議論いただいた上で全会一致で議決されています。